

19 子ども・子育て応援社会の推進

提出先 内閣府、文部科学省、厚生労働省

【提案項目】

- 1 新制度実施のための財源確保
- 2 新制度の広報・周知の徹底
- 3 新制度移行後の保育所整備等の財源の確保
- 4 子育て支援人材の確保・育成のための対策の充実

【提案内容】

項目1 子ども・子育て支援新制度の本格施行に向けて、保育所や認定こども園を増設するなどの量の拡充や、そのために必要な保育士や幼稚園教諭を確保するなど質の向上を図るため、1兆円超の財源が必要とされているが、確保の見通しが立っているのは消費税増税分の0.7兆円のみであることから、不足している0.3兆円超について早急に確保すること。

項目2 新制度は、就学前児童の教育・保育を中心に幅広い内容となっているうえ、複雑でわかりづらいものとなっている。

子育て当事者、事業者等への広報・周知について、国が責任を持って実施するとともに、地方自治体の実施する広報・周知に対して、十分な支援を行うこと。

項目3 保育所や認定こども園等の施設整備への支援制度の継続のため、安心こども基金の延長を含め、十分な財源確保を図ること。

項目4 質の高い教育・保育、子育て支援の提供のためには、幼稚園教諭や保育士をはじめ、様々な人材の確保・育成が必要となることから、子育て支援人材全般の確保・育成について、本格的かつ体系的な対策を早急に講じること。

また、人材育成と専門性向上のための研修体系の整備を行うとともに、地方自治体研修を実施するための財政措置を講じること。

【提案理由】

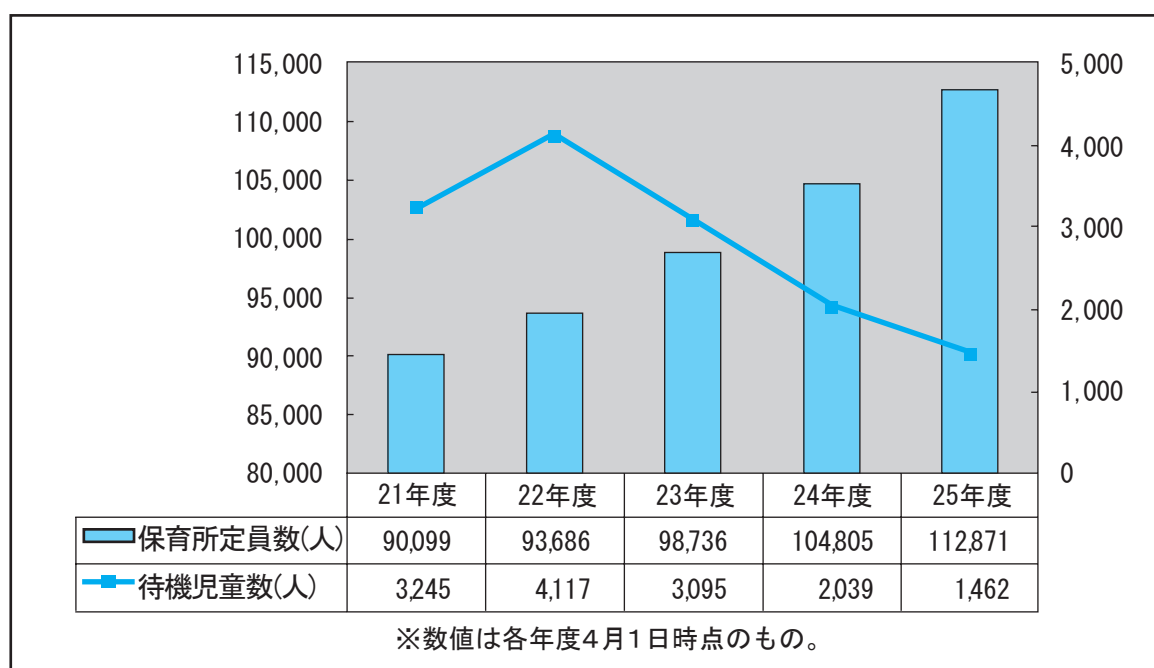
「子ども・子育て支援新制度」においては、幼児教育・保育・子育ての質・量の充実を図るため、1兆円超程度の財源が必要とされているが、消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円の財源措置の方針が示されていない。

また、国では、26年4月から子育て家庭向けの広報を開始するとしているが、規模・内容等は現時点では不十分である。自治体を実施する広報・周知についても、地域少子化対策強化交付金の対象とされているが、当該交付金事業の採択には厳しい採択基準が設定されており、広く自治体が広報・周知を行うための国の支援策が講じられていない。

新制度移行後においては、保育短時間認定の導入に伴い、保育需要の急増が予想されることから、保育所整備費等の確保のための、国の財源措置が必要である。

さらに、幼稚園教諭、保育士、保育教諭をはじめ、放課後児童クラブ指導員、地域子育て支援拠点事業・乳児家庭全戸訪問事業・利用者支援事業などに従事する子育て支援人材の確保・育成について、研修体系の整備や地方自治体が行う研修実施に係る支援等早急な対策が必要である。

[本県の保育所入所待機児童数と保育所定員の推移]



[本県の認可外保育施設（地方単独保育施設）の施設数・入所児童数の推移]

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
認可外保育施設数(箇所)	896	947	960	1,003
うち地方単独保育施設(箇所)	255	263	289	338
認可外保育施設入所児童数(人)	22,659	25,751	24,204	26,229
うち地方単独保育施設(人)	9,783	10,351	11,138	12,921

※ 数値は各年3月31日時点のもの。

(神奈川県担当課：県民局次世代育成課)